

## 準備書面（一）

平成 25 年 10 月 21 日

横浜地方裁判所第 9 民事部ろ係御中

原告 青木 達喜

被告 大林不動産株式会社

被告の答弁書に対して、原告は以下の通り反論する。

### 目次

第 1. 本件は前訴の蒸返しではなく、また訴権の濫用ではない

I. 本件は前訴の蒸返しではない

II. 本件提訴は訴権の濫用には当たらない

第 2. 前訴の被告横浜市の主張及び一審判決の誤り

I. 横浜小田原線は部分的に一般街路を併設した高速道路かそれとも高速道路単独の計画か

1. 神奈川県道路協議会が横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路として構想した事実はない

2. 証拠の評価と異なる判決の不可解

3. 乙 6 号証（前訴乙 2）は被告と前訴の被告横浜市（以下被告横浜市）の主張を裏付ける証拠ではない

II. 横浜小田原線の高速道路計画は昭和 46 年から 48 年にかけて計画

が取り止めになったか

1. 判決における証拠の取り違え
2. 横浜小田原線の高速道路計画は昭和46年から48年にかけて取り止められることなく存続していた
  - 1) 神奈川県知事による都市計画決定関連文書
  - 2) 細郷横浜市長の市議会における答弁
  - 3) 「横浜市総合計画・1985」の高速道路整備の中に横浜小田原道路が明記されている
  - 4) 「神奈川県第三次総合計画（1969年・昭和44年7月）」に横浜小田原線計画が記載されている
  - 5) 市民向け広報で横浜小田原線計画を周知させた
  - 6) 横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて高速道路計画が取り止めになったとする被告横浜市の主張を裏付ける証拠は一切存在しない

### 第3.判決は証拠の採否に関して著しく不公正である

#### I.原告らに有利な証拠がなぜ採択されないのか

- 1.甲13を採り甲14（いずれも前訴）を不採択としたのは不可解である
- 2.横浜小田原線の高速道路計画が昭和48年以降も存続していたことを示す原告ら提出の証拠の不採択は不公正である
- 3.平成2年8月の質問集会の記録（甲10前訴甲36,37）を不採択としたのは極めて不公正である
- 4.猪狩証言の全面的採択は著しく不公正である
  - 1) 原告らの陳述書と本人調書の無視
  - 2) 当事者猪狩の証言に信頼性があるか
  - 3) 昭和46年から48年にかけて横浜小田原線の高速道路計画は

取り止められたとする件に関する猪狩証人の奇怪な証言

第4.答弁書の第4「請求の理由に対する認否及び反論」と第5「本件事案の概要」に対する反論

第5.答弁書の第6「被告の主張1.錯誤の不存在2.消滅時効」に対する反論

1.錯誤不存在について

2.消滅時効について

## 第1.本件は前訴の蒸返しではなく,また訴権の濫用ではない

被告は,答弁書第2「本案前の答弁の理由」の1で,本件の訴えは平成10年(ワ)第416号事件として審理されたのち棄却され(乙1),その後東京高裁(乙2)と最高裁(乙3)で棄却されたもの(前訴)を実質的に蒸返すもので訴権の濫用であり,不適法として却下すべきであると述べ,2.および3でその理由を述べている。以下これについて反論する。

### 1.本件は前訴の蒸返しではない

本件は不当利得返還請求事件として提訴したものであり,共同不法行為事件として提訴した前訴とは訴訟物が異なるものである。また,前訴は原告が山口藤造はほか37名(この中に本件原告青木が含まれる),被告が横浜市と大林不動産,三井不動産など5者であり,これに対して本件は原告青木1名,被告は大林不動産1社であり,当事者も前訴と異なる。さらに本件で訴えによって原告が行う目的も前訴と異なり,本件は前訴の蒸返しではない。

裁判の蒸返しに関して最高裁平成10年6月12日第2小法廷判決の要旨は以下の通りである。1.金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは,特段の事情がない限り,信義則に反して許されない。2.訴訟物を異にする場合であっても,後訴が実質的には,敗訴に終わった前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には,後訴の提起は信義則に反して許されない。1.は明らかに蒸返しであるが本件とは無関係な

ケースであり,ここでは2.について検討する。これは後訴が前訴と訴訟物を異にする場合は蒸返しに当たらないが,後訴が実質的に敗訴した前訴の請求及び主張の蒸返しに当たる場合には,後訴の提起は信義則に反して許されないとして条件を付している。このことは,後訴が敗訴した前訴の請求及び主張の蒸返しに当たらない場合は後訴の提訴は許されると解釈できる。本件は,前訴の請求及び主張の蒸返してはなく,前訴の判決の明らかな誤りや重要行政文書の無視,さらには証拠選択の不公正など判決の問題点を証拠をもとに全面的に見直すもので、実質的に前訴の蒸返しではなく,新たに提起して審理すべきものとする。このことはのちに第2のIとIIで述べる内容を見れば本件が前訴の蒸返しでないことがよくわかるはずである。

## II.本件提訴は訴権の濫用には当たらない

被告は,第2「本案前の答弁の理由」の4.で次のように述べている。「本件前訴において認定され,確定した事実(本件売買契約当時、本件道路予定地における高速道路構想は消滅していたという事実)の否認を前提として錯誤無効,不当利得返還請求をするものであるから,本件前訴のやり直しを目的として,紛争を蒸返すものであって,その目的も内容も正当な訴権の行使とは言えず,まさに訴権の濫用である。」

被告は,本件売買契約当時,本件道路予定地における高速道路構想は消滅していたという事実の否認を前提としていることをもって訴権の濫用としているが,被告が確立した事実という本件売買契約当時道路予定地における高速道路構想は消滅していたことを示す証拠は一切なく,一方高速道路計画が存続していたことは多くの確かな証拠により証明されており,このことは第2のIとIIで詳しく述べる。以上のように,全く根拠のない事実をもとに原告の提訴を訴権の濫用とする被告の主張は全く意味がない。

ところで訴権について東京地裁平成12年5月30日判決は次のように述べている。「訴権は,国民が自ら原告として訴えを提起し,その請求について

国家機関である裁判所に対して本案判決による紛争解決を求める権利である。すなわち、何らかの権利侵害を受けた国民は、裁判所に対し、被害の救済を求めて、これが訴権として保障されている。」判決はさらに憲法 32 条で「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を保障していると述べている。ここで裁判を受ける権利と訴権論の関係については諸説があるとして深く立ち入ることはしていないが、訴権を国民が裁判所に対して本案判決による紛争解決を求める権利であると明確に示している。このように、訴権は国民の裁判を受ける権利とともに、人権保障をより確実なものとするための基本権として位置づけているのである。

一方、訴権の濫用については同判決は次のように述べている。「訴えの提起において、提訴者が実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするのではなく、相手方当事者を被告の立場に立たせることにより訴訟上または訴訟外において有形、無形の不利益・負担を与えるなど不当な目的を有し、提訴者の主張する権利または法律関係が事実的・法律的根拠を欠き権利保護の必要性が乏しいなど、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き、信義に反すると認められる場合には、訴権を濫用するものとして、その訴えは不適法として却下すべきものと解される。」これは訴権濫用と言うためには、民事訴訟制度の利用は許容すべきでないとするほどの著しい不当性が認められる場合に限られるとしたものである。従って憲法で裁判を受ける権利を保障されている国民の提訴に対して訴権の濫用を濫りに言うべきではないことを述べたものであり、民事訴訟制度の趣旨・目的に則って提訴した本件について訴権の濫用とする被告の主張は見当外れである。このように、訴権は裁判を受ける権利とともに人権保障をより確実なものとするための基本権として位置づけられているのである。

## 第 2 . 前訴の被告横浜市の主張及び一審判決の誤り

前訴の地裁判決（乙 1）は、事実誤認による誤りと公正を欠く証拠採択な

ど原告らとしては到底納得できず、東京高裁に提訴し、さらに最高裁に上告したが、いずれも証拠に基づく実質的審議のないまま棄却された(乙2,乙3)。本件で原告としては実質的審議がなされた地裁判決(乙1)について、その不当性を改めて主張する機会を得たことは何よりと考え、以下証拠に基づく客観的かつ合理的に当該判決を再検討することとする。

このように確定された判決について再検討するのは余程のことがない限り許されないことは原告は十分承知しているが、特段の事情がある場合にはこれが許されるものと考え。それは、憲法32条が何人も、裁判所において裁判を受ける権利を保障しているが、その場合の裁判は適正で公正なものであることを意味するものであって、誤りや不公正な裁判を意味しないことはもちろんである。この点で、前訴判決(乙1)には多くの問題点があり、これを再検討する審理を求めることは当然認められるものと原告は考える。

ところで、前訴の重要な争点は二点あり、その一つは横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路であったか、それとも高速道路単独の計画であったかということと、二つには横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて高速道路計画は取りやめになり、一般街路だけの計画になったかどうかである。この2点について以下検討する。

## **I 横浜小田原線は部分的に一般街路を併設した高速道路かそれとも高速道路単独の計画か**

### **1. 神奈川県道路協議会が横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路として構想した事実はない**

判決は、「当裁判所の判断」の中で神奈川県、横浜市、日本道路公団及び首都高速道路公団から構成された神奈川県道路協議会(会長関東地方建設局長)が設置され、同協議会において神奈川県下の幹線道路計画の検討が開始された(甲12)と説明したうえで「同協議会は、昭和43年、神奈川幹線道

路網計画の一路線として次の記載を内容とする横浜小田原線を構想した（甲13,乙10,証人猪狩）」（55頁後1行～56頁10行）としてその道路規格や幅員等を以下のように記載した

- ① 規格 部分的に一般街路（第4種1級）を併設した自動車専用道路（高速道路）（第1種2級）
- ② 延長 54キロメートル
- ③ 幅員 40メートル
- ④ 起点 横浜市
- ⑤ 終点 小田原市

⑥ 経過地 横浜市,鎌倉市,藤沢市,茅ヶ崎市,平塚,大磯,二の宮,小田原市  
判決は,神奈川県道路協議会が上記のように横浜小田原線を構想したと述べているが,これは明らかに誤りで同協議会は神奈川幹線道路網計画の中の一路線として横浜小田原線を提案しただけで,道路規格や幅員等について言及した証拠は一切存在しないのである。

判決は,被告横浜市が「神奈川県道路協議会は昭和43年,部分的に一般街路を併設した自動車専用道路（高速道路）として横浜小田原線を提案し,…」（判決23頁）と,同じ内容を述べた猪狩剣正証人の陳述書（甲13前訴乙10）の二つをそのまま採り入れたものと思われるが,これらはいずれも証拠の裏付けのない単なる言葉だけによる主張である。こうして判決は,神奈川県道路協議会が横浜小田原道路を一般街路を併設した高速道路として構想したという誤った主張を述べることになったのである。

なお,これは到底信じられないほど不可解なことであるが,判決は神奈川県道路協議会が横浜小田原線を一般街路を併設した高速道路として構想したと言いながら,その道路構造として神奈川県道路協議会とは全く関係のない甲11（前訴甲13）の記載をそのまま書き列ねたのである（上記）。甲11は建設省都市局の委託を受けて,東京都,神奈川県,埼玉県,千葉県が主要

幹線街路調査を行った報告書であり、これは行政が政策策定に当たって参考とするものであって行政の政策文書ではない。しかるに判決が甲11に記された横浜小田原線の道路規格を行政上正式に決定されたものとして採用したことは重大な誤りであり、このことが判決に誤りを齎した一つの原因となったのである。

それでは横浜小田原線の道路規格についての正式決定は何処でなされたのか。横浜小田原線は神奈川県下の8都市を結ぶ道路であり、この道路の計画の主体が神奈川県であることは当然であり、実際横浜小田原線の道路規格などその構造は昭和44年7月発行の神奈川県第三次総合計画に記されている（甲12,前訴甲14）。これによると、横浜小田原線は一般街路の併設のない高速道路単独の構造となっており、横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路の構想であったという被告横浜市の主張は完全に否定され、横浜市の主張を根拠に下された判決は当然誤りである。

## 2. 証拠の評価と異なる判決の不可解

判決は、当事者の主張（10頁）の記載の中で、原告らの主張を引用して「被告横浜市の主張するような幹線街路の計画はなかったこと」として次のように述べている。「神奈川県は、神奈川道路協議会が提案した横浜小田原線構想を具体的に立案し、昭和44年7月神奈川県第三次総合計画（甲14）において事業計画として公表した。従って、甲14は横浜小田原線に関する具体的かつ最も正確な資料であるが、この中で横浜小田原線の規格は、一般街路が併設されない高速道路として記載されているから、そもそも横浜小田原線は高速道路のみの規格であり、幹線街路併設の構想はなかったと言うべきである。」（19頁5行～20頁1行）。

さらに判決はこれにつづけてつぎのように述べている。「被告横浜市は、横浜小田原線はもともと部分的に一般街路を併設した高速道路の構想であったと主張し、その根拠として、甲13において、高速道路（第1種2級）に



幹線街路（第4種1級）が併設された規格となっていることを挙げるが、甲13は行政が計画を策定する際の参考資料たる調査報告書に過ぎず、最終的な道路規格を定める神奈川県策定の甲14に悖るものである。」（20頁2行～7行）。判決は、このように横浜小田原線の道路規格を決めるのは甲13ではなく神奈川県の公文書である甲14であることを記載した上で、さらに「当裁判所の判断」で、原告らに有利な証拠として「甲14の表1において、横浜小田原線は、一般街路を併設しない高速道路のみの構想とされていること」と記している（53頁）。以上のことから、裁判所が横浜小田原線の道路規格についての正確な形は甲13ではなく甲14記載のものであることを十分認識していたと考えられるのである。

それにも拘わらず、判決を下すに当たってなぜ甲14を無視して甲13を採用したのか不可解であり、さらに奇怪という外ない。というのは、証拠価値の正しい評価を使命とする裁判所が、甲14を排して甲13を採ることなどあり得ないことだからである。判決は確かな証拠に基づき裁判官の良心に従ってなされるものとされているが、ここではそのことよりも、例えば行政への配慮というような別の判断が働いたのではないかという思いを抑えることが出来ないのである。もしそうだとすると、これは原告のみならず、国民全体の裁判に対する信頼を大きく揺るがすことになるのである。

### 3.乙6号証(前訴乙2)は被告と被告横浜市の主張を裏付ける証拠ではない

被告横浜市は前訴において、横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて高速道路計画が取り止められて一般街路だけが残ったと主張し、それを裏付ける証拠として乙2を提示した。前訴判決の「当裁判所の判断」でも「横浜小田原線は、昭和46年から昭和48年にかけて高速道路部分の計画が取り止められ、幹線街路（一般街路）部分の計画のみが推進されることとなったこと及び被告横浜市は、その旨を、昭和48年12月に発行した

「横浜市総合計画 1985」(乙2)の道路整備計画図に表示し…」と記載した(66頁後3行～67頁2行)。このことを受けて被告は答弁書で「横浜小田原線の構想は、…昭和46年から昭和48年にかけて高速道路部分の計画が取りやめられ、消滅し、横浜市としては独自に推進できる幹線街路(一般道路)部分の計画のみを推進することとした。横浜市はその旨を昭和48年12月に発行した「横浜市総合計画1985」(乙6)の道路整備計画図に表示し…」と記載し(5頁下7行～下2行)、乙6が横浜小田原線の高速道路計画が消滅したあと幹線街路計画だけが残ったことを示す証拠であると主張した。

このように、被告横浜市と本件被告はいずれも横浜小田原線が一般街路を併設していたことを示す唯一の証拠として乙6を挙げている。そこで原告は乙6が本当に横浜小田原線の高速道路計画が取り止められて幹線街路だけが残った証拠になりうるのかどうかについて以下に検討する。その際、乙6の道路計画図は白黒表示のため道路の判別が出来ないので、整備計画図については原図のカラー図面そのままコピーを証拠として追加した(甲14)。

まず第1に、原図のカラー図面(甲14)には緑、赤など4つの色で路線が表示されているが、路線名が記入されていないため、被告横浜市が横浜小田原線の高速道路に併設されていたとする幹線街路がどれであるかはわからないのである。被告横浜市はおそらく図の横浜横須賀道路(A)と栄区桂町(B)の間の赤線部分がこれに当たるとしていると思われるので、以下そのようにして論を進める(AとBは原告が添加したもの)。

そこで、この赤線部分が横浜小田原線の高速道路部分を取り止めになった後に残った併設の幹線街路であるかどうかの問題であるが、もしそうだとすれば当然この時には横浜小田原線の高速道路部分を取り止めでなくなって計画は存在しないはずである。しかるに乙6の4枚目の1.道路①幹線道路

整備イ.高速道路整備のところには本市の高速道路網の形成を図る道路として横浜小田原道路が明記されているのである。当時の横浜市長が中心になって多数の市民が参加して作成した横浜市総合計画1985は昭和48年当時の横浜市の正式の道路計画を掲載したものであり、このことは被告横浜市が主張するように横浜小田原線の高速道路部分の計画は取り止めになるどころか厳然と存続していたことを示すものである。したがって、甲14の赤線部分を横浜小田原線の高速道路部分が取り止められて残った併設の幹線街路であるというのは論理的にあり得ないことである。こうして、乙6（前訴乙2）を横浜小田原線の高速道路計画が取り止めになり、併設していた幹線街路が残ったことを示す証拠であるとする被告横浜市と前訴の判決、さらに本件における被告の主張は完全に否定されるのである。本件被告と被告横浜市にとって唯一の証拠として提示した資料（書証）が完全に否定されたことは大きな衝撃に違いないが、裁判の審理で重要なことは証拠の正当な評価とともに議論が論理的でなければならないということであり、乙6は論理的に考える限り前訴被告らの主張を裏付ける証拠とは決してなり得ないのである。こうして甲14の赤線部分が横浜小田原線に併設されていたとする幹線街路でないことも議論の余地のない形で明らかとなった。それではこの赤線部分はどの道路を示すのかが問題になるが、これが被告横浜市の言う横浜小田原線に併設されていた一般街路でないことが明らかである以上、本件でこの赤線部分がどのような道路を指すかについて論ずるのは無意味であり、これ以上検討することはしない。

以上、横浜小田原線は部分的に一般街路を併設した高速道路か、それとも高速道路単独の計画かについて証拠をもとに検討した結果、一般街路を併設した高速道路を証する証拠は一切存在しないことが明らかになる一方、高速道路単独の計画であることを示す確かな証拠が存在することがわかり、これが横浜小田原線の本当の道路規格であることが全く疑問の余地のない

形で証明された。

## Ⅱ.横浜小田原線の高速道路計画は昭和46年から48年にかけて計画 が取り止めになったか

前訴で被告横浜市は、横浜小田原線は部分的に一般街路を併設した高速道路の構想であったが、昭和46年から48年にかけて高速道路としての具体化の見込みがなくなって取りやめとなり、開発業者が宅地販売した当時は道路予定地は幹線街路（一般道路）用地になったと主張した。しかしⅠに述べたように、昭和44年神奈川県発表の総合計画によると、横浜小田原線は一般街路の併設のない高速道路単独の計画であることが明らかとなった。従って、以下の議論はこのことを前提になされるべきであるが、前訴における被告横浜市の主張はすべて一般街路の併設を前提になされているので、一応そのままの形で議論を進めることとする。

### 1.判決における証拠の取り違え

最初に、判決が横浜小田原線の高速道路計画が取り止めになったとする被告横浜市の主張を支持するものとして引用した証拠が全くの見当違いの誤りであることについて述べる。

判決は、「当裁判所の判断」の中で、昭和60年から63年にかけて横浜環状道路計画が「横浜21世紀プラン」の中で首都圏中央自動車道路計画の一部という形で原案発表された経緯を述べた上で、以上の経過の中で横浜小田原線は構想自体としても完全に消滅したと述べている（62頁）。さらにこれに続けて「被告横浜市作成に係る横浜国際港都建設計画関連資料（甲51）には、横浜小田原線につき、「十数年前に横浜小田原が打ち上げられた。しかし今日的にみて、はっきりしないのがこの路線構想の帰趨である。都市計画決定の手続きさえも執られないまま、計画道路予定地ということでデベロッパーに用地を確保させたままである。構想の撤回を含めて出来るだけ早い時期に方針を明らかにする必要がある。」と記載されていると

している（63頁）。

裁判所は、このように横浜小田原線の高速道路計画が実現の見込みがなくなっただけを示す記載が横浜市の公文書（甲51）に記載されているとしているが、（甲15前訴甲51）にはこのような記載は一切なく、この文言は「地域の集い」議事録（甲16前訴甲50）のなかにあるものである。かなり長いこの文言を判決に引用するに当たり、甲16を見ながら書き写したはずであり、その際この資料が「地域の集い」議事録であること、さらにそれに提案者として国広豊二郎と書かれているのを見ているはずである。従って、一見してこれが地域の集いでの一住民の発言であることは容易にわかる事であり、それを裁判所が横浜市の公文書中の文言と見誤ることなど想像すらできないことであり、証拠の厳密な検証を行うべき裁判所でこのようなことが起きたことを誰が信ずるだろうか。原告にとってこの間違いは単にこの1件に限らず、判決全体への不信感につながることを抑えることができないのである。

## **2.横浜小田原線の高速道路計画は昭和46年から48年にかけて計画が取り止められることなく存続していた**

判決は次のように述べている「横浜小田原線は、当初（昭和43年）から部分的に一般街路を併設した自動車専用道路（高速道路）として構想されたが、昭和46年から昭和48年にかけて高速道路部分の計画が取り止められ、幹線街路（一般街路）部分の計画のみが推進されることとなった…」（66頁）。しかし、昭和46年から48年にかけて横浜小田原線の高速道路部分の計画が取り止めになった事実を示す確かな証拠は一切存在せず、被告横浜市はそれを示すことができなかった。逆にその当時横浜小田原線の高速道路計画は当初の計画通り存続しており、そのことを示す確かな証拠は数多く存在しており、以下にそのことを示す

### **1).神奈川県知事による都市計画決定関連文書**

判決は「当裁判所の判断」の中で、「昭和40年代から昭和50年代にかけての左記資料（主として被告横浜市及び神奈川県が作成したもの）中には、すべて横浜小田原線計画の推進が謳われており、被告横浜市の主張と矛盾している。」として①～⑬の資料を挙げている（17ページ後2行～19頁4行）。判決はこのように原告らが提示した資料を列挙しながら、「当裁判所の判断」においては、これらを全く無視ないし不採択としたのである。ここで原告はとくに重要な資料である⑥昭和45年5月神奈川県知事による都市計画決定関連文書（甲17前訴甲48）と⑦昭和51年10月神奈川県知事による都市計画決定関連文書（甲18前訴甲49）を取り上げる。これらはいずれも法律に基づいて神奈川県知事が行った都市計画決定に関する文書であり、これらの中には「金沢区長浜附近を起点とする東京湾岸道路と東名高速道路を結ぶ高速道路の建設を促進する」と記されており（甲17の10頁、甲18の14頁）、この道路は横浜小田原道路のことである。これらの資料から横浜小田原線は昭和45年から昭和51年に至る間にわたって建設を推進する道路として位置づけられていたことを示している。このことは横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて高速道路計画が取り止められたとする被告横浜市の主張を完全に否定するものである。しかるに判決は「当裁判所の判断」でこれらの資料を採択せず完全に無視したのである。県知事による都市計画決定は法律に基づく行為であり、これに関する文書を無視することは法律を無視することであり、このようにあってはならないことが前訴判決では実際にあったのである。

## 2) 細郷横浜市長の市議会における答弁

細郷市長は昭和57年第3回定例会において野村議員の質問に対して次のように答弁している（甲1）。「横浜小田原線の問題につきましては、昭和43年ごろ関東地建が中心となって神奈川県内の幹線道路網のあり方を検討する中で提案された路線でありまして、本市としても以後の高速道路

網構想に組み込んでまいりました。……よこはま21世紀プランでは、市域の高速環状線の一部であり、かつ湘南方面へ連絡する道路を形成するものとして位置づけをいたしております。当面は、金沢地先埋立地から横浜横須賀道路までの早期事業化を図りたいと考えております。」この発言から、横浜小田原線は昭和43年から昭和57年に至るまで横浜市の高速度道路計画の中で存続しており、昭和57年の時点では早期事業化が図られていたことがわかる。

この市長発言は市議会における議員の質問に対する回答であると同時に市民に対する発言でもあって、市民はこれが横浜小田原線に関する当時の横浜市の正式見解と見做したのである。従って、前訴における被告横浜市の主張、すなわち横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて取り止めになったというのはこの市長発言によって完全に否定されるのである。

### 3) 「横浜市総合計画・1985」の高速道路整備の中に横浜小田原道路が明記されている

「横浜市総合計画・1985」は横浜市が昭和48年12月に作成発表したもので、12年後の1985年（昭和60年）の横浜市の総合計画が記され、道路整備の中の高速道路整備の項で、横浜小田原線が明記されている。この総合計画は市長が「はじめに」の中で横浜市の国際港都としての将来像を示して市民の理解と協力を求めているように、横浜市が市民と一体となって取り組んだ結果作られたものである。こうして昭和48年に作成されたものの中に横浜小田原線が整備すべき道路として明記されていることは、横浜市としてこの道路の建設を推進する確かな計画をもっていたことを示すものである。従って、このことは被告横浜市が横浜小田原線は46年から48年にかけて高速道路計画が具体化される見込みがなくなって取り止められたという主張を完全に否定するものである。それにしても不可解なのは、市議会での市長の発言がありながら、それと全く逆のことを主張する被告

横浜市の無神経さである。

#### 4) 「神奈川県第三次総合計画（1969）に横浜小田原線計画が記載されている

神奈川県第三次総合計画（甲12,前訴甲14）は昭和44年7月に神奈川県が作成発表したもので、神奈川県の総合計画を示す公式の文書であり、この中に横浜小田原線は一般街路の併設の無い高速道路単独の道路として計画されている。この総合計画作成時の昭和44年に横浜小田原線が取り上げられていることは、昭和46年から48年にかけて横浜小田原の高速道路計画が取り止められたという被告横浜市の主張の虚構性をはっきりと示している。というのは、神奈川県が昭和44年に取り上げた横浜小田原線計画を2年後の昭和46年には実現の見込みがないとして取り止めることなどあり得ないことだからである。神奈川県が総合計画の中で取り上げた横浜小田原線計画を取り止めにしたとすれば、これは行政として余りにも杜撰な計画としてその責任が厳しく問われるべきである。この意味で被告横浜市の主張は神奈川県の行政上の失策を指摘することに外ならないのであり、このようなことが認められるはずはなく、横浜小田原線は昭和46年から48年にかけて取り止められたという横浜市の主張は行政として決してあり得ないことを主張しているのである。被告横浜市はこのように自分の権限外のことで勝手なことを述べているが、責任者であり、権限をもつ神奈川県の公文書は横浜小田原線の高速道路計画は昭和44年以降も厳として継続していたことを示しているのである。

#### 5) 市民向け広報で横浜小田原線計画を周知させた

判決に記されたように、被告横浜市は昭和46年から昭和60年にかけて横浜小田原線が計画されていることを記したいくつもの資料を市民向け広報の形で提示した（18頁3行～19頁4行）。これらは「よこはまの道路」という広報を昭和51年（1976年）から昭和59年（1984年）に



至る間に 6 回にわたり配布したのを含めて,すべて市民の目にふれる形で出されている。行政が実現の見込みがなく,取り止めになった計画をわざわざ広報を通じて市民に報せることなどあり得ないことであり,もしそれを行うとすればそれは市民を欺くことである。行政機関としての横浜市がそのようなことをすることはあり得ず,従ってこれらの広報等に掲載された横浜小田原線は昭和 46 年から昭和 60 年の間は横浜市の計画として間違いなく存続していたことを示すものである。こうして,昭和 46 年から 48 年にかけて横浜小田原線の高速道路計画は実現の見込みがなくなり,取り止めになったという被告横浜市の主張はなんの根拠もない虚構の主張であることが明白になったのである。

尚ここで判決が指摘した点について検討する。

判決は「よこはまの道路 1984」(甲 53)には横浜市幹線道路計画に横浜小田原線が構想路線としての記載がなく,新たに横浜環状線が掲載されているとして,これが宛も横浜小田原線計画が取り止めになったことを示す証拠であるかのように述べている。しかし,これは昭和 56 年に「よこはま 21 世紀プラン」で横浜環状線の構想が出され,細郷市長が議会での答弁で,「横浜小田原線は「よこはま 21 世紀プラン」では,市域の高速環状線の一部であり」と述べていることからわかるように,横浜小田原道路の横浜市域部分と横浜環状道路は一体のものとされていることによる。すなわち,同広報で横浜環状線とされている中には横浜小田原線が含まれているのであってこれが消滅したことを示すものではないのである。

**6) 横浜小田原線は昭和 46 年から 48 年にかけて高速道路計画が取り止めになったとする被告横浜市の主張を裏付ける証拠は一切存在しない**

判決は「当裁判所の判断」でつぎのように述べている。「原告らは,横浜小田原線の計画について,昭和 46 年から昭和 48 年にかけて高速道路部分の計画が取り止められた事実については,証人猪狩の証言のみで,客観的

な裏付け資料が一つもないことを強調するが、事実は前項のとおりであり、甲 1 1, 2 8, 2 9, 乙 2, 7 の 2 によって裏付けられている。」(6 7 頁後 2 行～6 8 頁 3 行)。そこでこの指摘について検討する。

まず、甲 1 1 は道路予定地の立看板の写真であり、これは前訴で被告横浜市と被告大林不動産が道路予定地について住民に虚偽の告知をした共同不法行為を裏付ける最も確かな証拠として原告らが提出し、本件でも甲 6 として証拠提出しているものである。このように被告自身による虚偽告知の客観的な証拠を横浜小田原線の高速道路計画が取り止められたことの証拠として挙げるのは論外であり、反論の必要もない。つぎに乙 2 は横浜市総合計画・1985 であり、これは本準備書面で原告が明らかにしたように(第 2 II, 2, 3), この中に横浜小田原線計画が明記されており、高速道路計画が取り止められたことを示す証拠とは全くなり得ないものである。甲 2 8, 2 9, 乙 7 の 2 は湘南桂台自治会と庄戸三丁目町会からの質問に対する市長回答である(甲 1 9, 2 0, 2 1)。これらは確かな証拠は何もないまま、言葉による説明で会って、これらが横浜小田原線の高速道路が取り止められたことの証拠にならないことは言うまでもない。逆にこれらは開発業者による宅地販売の時迄(昭和 4 0 年代後半から 5 0 年代前半)には道路予定地は高速道路用地であったことを示すものであり、そのことは高秀市長回答が自ら物語っているのである。市長回答は「用地を開けていただくように依頼した時点では、横浜小田原線は部分的に一般街路を併設した高速道路の構想でしたが、昭和 4 6 年頃から昭和 4 8 年にかけて、本市と開発業者の間で協議した結果、高速道路としてのお願いを取りやめ、「都市計画道路(幹線街路)」ということで販売していただくことになりました。」(甲 2 0 前訴甲 2 9) となっているが、そこには客観的な証拠は一切なく、単に言葉による説明だけである。しかもこの説明は横浜小田原線の高速道路計画が取り止められたことを示すものではなく、逆にその計画が継続していることを示し

ている。それは「高速道路としてのお願いを取りやめ」というのは、まず高速道路用地として確保して貰いたいとお願いをしたが、それを取り止めた、というものであり、これは明らかに道路予定地は高速道路用地であったことを示している。さらに「都市計画道路（幹線街路）ということで」というのは、実際は高速道路用地であるが。協議の結果幹線街路ということにした、ということであり、これも予定地は高速道路用地であることを示している。被告横浜市が言うように高速道路計画が取り止められていたのであれば、はっきりとここは幹線街路用地であるから、そのための用地を確保していただきたいと率直に言えるはずであり、それが言えないのは、道路予定地が本当は高速横浜小田原道路用地であるからである。

以上のように、判決が横浜小田原線の高速道路計画が取り止めになったことを示す証拠として挙げたものはすべて被告横浜市の主張を裏付けないだけでなく、逆に横浜小田原線計画が存続していたことを示す証拠となっているのである。こうして、横浜小田原線の高速道路計画は昭和46年から48年にかけて計画が取り止められたという被告横浜市の主張を裏付ける客観的証拠は一つも存在しないことが反論の余地が全くない形で証明されたのである。

それにしても、被告横浜市は証拠によって容易に否定されるようなことをなぜ主張したのか、それは次のような事情によると考えられる。訴状に述べたように（第V）1988年（昭和63年）に高速横浜環状道路計画が発表された時、道路予定地は一般道路との説明を信じて宅地を購入した住民らは、これは住民を騙すものとして横浜市に強く抗議した。これに対して横浜市は予定地は高速横浜小田原線の用地として確保したものであり、ここに高速道路を作るのは問題ないかのような回答をくりかえした。そこで住民が物件説明書や予定地の立看板に予定地は一般道路用地と記されているとして追及した結果、これら物的証拠を無視できず、これらの証拠に沿った形

のストーリーを作り上げ、2年半にわたり続けた従来の主張を180度転換して平成2年8月18日の質問集会で発表したのである(甲10)こうして、横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路であったという主張が出てきたのである。さらに、併設した一般街路だけが残ったことを主張するためには高速道路計画がなくなることが必要であり、この点での辻褃を合わせるために、昭和46年から48年にかけて高速道路計画は取り止められたというストーリーを加えたのである。

このように横浜小田原線は一般街路を併設した高速道路であったということと、昭和46年から48年にかけて高速道路計画は取り止められたという被告横浜市の主張は、物件説明書や予定地の立看板などの物的証拠の説明のために作られたストーリーなのである。したがって、それを裏付ける証拠は一切ないため、逆に確かな証拠によって容易に否定されたのである。

### **第3.判決は証拠の採否に関して著しく不公正である**

判決は、「当裁判所の判断」で原告らに有利な証拠として次のものがあるとして①横浜小田原線は一般街路を併設しない高速道路のみの構想とされていること、②原告ら提出の甲15ほか12の証拠に高速道路として横浜小田原線の計画が掲げられていること及び③平成12年8月18日、栄区役所において開催された質問集会における被告横浜市の担当者の発言(甲36,37)(平成12年は平成2年の誤り一原告)、を挙げている(53頁)。しかるに判決を下すに当たってこれらをすべて不採択とし、原告らに有利な証拠として取り上げられることはなかったのであり、以下にそのことを述べる。

#### **I.原告らに有利な証拠がなぜ採択されないか**

##### **1.①甲13を採り甲14(いずれも前訴)を不採択としたのは不可解である**

裁判所は甲14が横浜小田原線の道路規格について正式な決定を示す

文書であり,甲 1 3 は行政文書でない単なる調査報告書に過ぎないものであることをはっきり記載していながら,判決に際しては甲 1 4 を排して甲 1 3 を採択したのは常識的にも到底考えられず,極めて不可解である。このことについては第 2 . I , 2 で論じたので,ここで繰り返すことはしない。

## 2 . ② 横浜小田原線の高速道路計画が昭和 4 8 年以降も存続していたことを示す原告ら提出の証拠の不採択は不公正である

判決は「原告らは,高速道路としての横浜小田原線の計画が昭和 5 0 年代に入っても存続していたことは,1 8 頁～1 9 頁掲載の各資料から明らかであると主張する。これらの各資料に高速道路としての横浜小田原線の計画が掲げられていることは事実であるが,これは,被告横浜市が主張する通り,高速道路計画が具体化される見込みは事実上なくなったとしても,高速道路計画の必要性自体は残っていたためであり,前項の認定と矛盾しないのはもとよりこれを妨げるものでもない。」(6 8 頁 4 行～1 0 行) と述べている。これは一体何を言おうとしているのか全く分からない。原告提出の 1 3 点に上る証拠を挙げて,これらに横浜小田原線の高速道路計画は昭和 4 8 年以降も存続していたことを示していることは事実であるとしているのは極めて重要な指摘である。というのは,これは被告横浜市が横浜小田原線の高速道路部分は昭和 4 6 年から 4 8 年にかけて計画が取り止められたと主張していることを証拠によってはっきり否定していることだからである。したがって,判決を下すに当たっては当然原告ら提出の証拠を採用して原告らの主張に沿った判断をするのが公正な在り方であり,これらの証拠を不採択とするときは,それらを否定することができる被告横浜市提出の証拠を引用して行うのが公正な在り方である。ところが被告横浜市はこのような証拠を提出することができないため,高速道路計画の見込みがなくなっても,計画の必要性は残っていたから,昭和 4 8 年以降の文書にも横浜小田原線の計画が掲載されているのであると言葉だけの主張をし,判決

はこれをそのまま採用したのである。

これは驚くべきことである。計画の見込みがなく取り止められたものを必要性が残っていたから掲載するというのは全くの詭弁であるだけでなく、市民を欺く許し難いやり方である。原告ら提出の証拠の中には、「よこはまの道路」という市民向けの広報が6年分も含まれており、これらを見た市民はここに計画中と記されている道路はいずれ将来は建設されるものとして見るのであり、この意味で被告横浜市の主張は市民を騙す極めて悪質なものであり、このようなことが行政として決して許されないことは言うまでもない。被告横浜市がこのような市民を愚弄するような主張を敢えてせざるを得なかったのは、原告ら提出の証拠を否定する確かな証拠が全くないためであり、そのことは裁判所は十分わかるはずである。それにも拘わらず、このような不条理な主張を採用して原告ら提出の証拠を不採択としたのは信じられないほど不公正なものと言う外ない。

### 3.③平成2年8月の質問集会の記録（甲10前訴甲36,37）を不採択としたのは極めて不公正である

判決は甲36,37について次のように述べている。「確かに、平成2年8月18日・栄区役所において開催された質問集会における被告横浜市の担当者の発言中には、一部原告らの主張に沿うかのような発言があるが、当時の担当者が15年以上も前の事柄についてどの程度勉強して集会に臨んだか不明である上、記録化されないことを前提とした発言であることを考慮すると、前叙高秀市長の書面により回答（甲28.29,乙7の2）と対比してその証明力は弱いと評価せざるを得ない。」（68頁後1行～69頁6行）。

判決は、当時の担当者が15年以上も前の事柄についてどの程度勉強して集会に臨んだか不明であるとしているが、これは勝手な決めつけである。当時、横浜小田原線に関して住民と横浜市は何回となく話し合ったが、納得

出来る回答がないため、この問題について集中的に話し合うために質問集会を開くことにしたのである。このような経緯で始められた質問集会であり、横浜市の担当者は必死に調査し、勉強したはずである。実際、当日の記録（甲10前訴甲36,37）を見ても住民と市の担当者も共によく調査し、勉強していることがわかるはずである。それにも拘わらず、市の担当者の勉強が不足しているかのような裁判所の判断は軽率過ぎると言わねばならない。また判決は市の担当者の発言は記録化されないことを前提としたものであるから、高秀市長の書面による回答（甲19,20,21前訴甲28,29,乙7の2）と対比して証明力は弱いと評価せざるを得ないと述べているが、これも事実を無視した勝手な言い分である。当該質問集会はすべての発言をテープにとって後日反訳することを事前に住民と市の担当者間で合意しており、市の担当者はすべて、記録に残ることを十分知ったうえで発言しているのである。従って高秀市長の書面による回答と比較して証明力が弱いというのも誤りである。というのは高秀市長の回答は、質問集会で発言した市の担当者がすべて作成したものであって、両者の証明力に何の違いもないからである。このように、判決は住民らにとって有利な証拠である質問集会記録の証拠能力を事実を無視した勝手な理由をつけて低下させて証拠として採用しなかったのである。これは不当な言いがかりとも言えるもので、このようなやり方で証拠を評価すれば、どんなに確かな証拠でも不採択にできるに違いない。

#### 4.猪狩証言の全面的採択は著しく不公正である

判決は、被告横浜市の証人猪狩の証言を全面的に採択する一方で、原告らの陳述書などを完全に無視しており、まずそのことを示す。

##### 1) 原告らの陳述書と本人調書の無視

原告青木達喜は平成11年7月7日付、原告永田親義、及び同野宮賢は同年7月15日付で陳述書を提出し、平成11年12月9日には上記原告

3名の本人尋問が行われ、本人調書が作られたが、判決に当たりこれらの資料は一切取り上げられることなく完全に無視された（乙1）。一方、被告横浜市の証人猪狩剣正、川口良一、鳥居盛男の陳述書と証人調書は判決の中に再々引用されており、特に猪狩証言についてはそのまま全面的に採択されている（乙1）。なぜこのようなことが起きたのか全く不可解という外ないが、これが前訴判決の不公正さを示す象徴的な出来事であることは間違いない。

## 2) 当事者猪狩の証言に信頼性があるか

猪狩の陳述書によると、当人は昭和42年11月から昭和46年6月まで計画局都市計画課長、同年6月から昭和50年6月まで計画部長として勤務しており、前訴で問題となっていた横浜小田原線や道路予定地確保などの問題に直接責任者としてかかわった当事者であり、そのことは本人が証言で認めている。このように訴訟の争点に直接かかわる当事者が自分に不利な証言をするはずはなく、実際猪狩証人は自分に不利な質問に対しては記憶にないとか、よく知らないといった韜晦な答弁をする一方で、客観的な裏付け資料を一切示さないまま被告横浜市の主張に沿う形の証言をくり返したのである。

猪狩証人は、自分の記憶のみに基づいて証言しており、他から一切の働きかけのない中で証言していると述べているが、これはそのまま受け取ることには出来ない。それは原告ら代理人が「証人出頭前、甲号なり乙号証、この裁判で提出されている証拠はご覧になったんですか。」と聞いたのに対して「ほとんど見たことはありません。」と答えている（37頁）。ところが被告横浜市代理人の質問に対して猪狩証人は昭和60年代に横浜市長から住民宛の回答文書（前訴甲28, 29など-原告注）を見ていると答えており（33頁）、このことを原告ら代理人が指摘すると、前言と反対に「……横浜市はこういう発言をしているか一応私自身も知りたい、あるいは聞きたいとい



うことで、そういったものを見せてもらったことはあります。」と答えている(38頁)。また、横浜市の担当者と会ったかとの問いに対して「この証人になってくれという形の中で、昔を思い出しながらの話し合いはあります。」と答え、話し合いを何回ぐらいやったかと聞いたのに対して3回くらい話合ったと答えている(37頁)。被告横浜市提出の証拠文書を読んだ上に市の担当者と3回も話合ったということは、証言の前に被告横浜市と十分に打ち合わせたことを示すものである。それにも拘らず、最初はなぜ被告横浜市の提出の証拠は一切見ていないと虚偽の証言をしたのか、不可解であり、このことは猪狩証言全体の信頼性に大きな疑問を抱かせるに十分である。実際は、以下に述べるように猪狩証人は被告横浜市の主張に沿う形の証言をするために、常識的には到底考えられないようなストーリーを作り上げることまでしたのである。

3)昭和46年から48年にかけて横浜小田原線の高速道路計画は取り止め垂れたとする件に関する猪狩証人の奇怪な証言

前訴における被告横浜市の主張は、横浜小田原線の高速道路計画は昭和46年から48年にかけて取り止められ、併設の一般街路だけが残ったので、業者が宅地販売した時点では道路予定地は幹線街路(一般道路)予定地になっていたというものである。しかし、これは客観的証拠の裏付けのないまま作られたストーリーであることは前に述べた(第2のII)。猪狩証人はこのストーリーを裏付けるために新たなストーリーを作り出したが、これは常識的には到底あり得ず、奇怪と言う外ないものであり、そのことは以下の問答を見れば誰もが感ずるに違いない(49頁後2行～50頁)。

原告ら代理人「横浜小田原線の内容を変更するなり、廃止するなりということについては、横浜市一存ではできないことだったわけですか。」

猪狩証人は「横浜小田原線をやめろと言うような立場ではありません。」

原告ら代理人「先ほどあなたは、横浜小田原線については、計画を実現す

る見込みがなくなると、こういうふうにおっしゃったわけだけれども、これは神奈川県がそう判断したということですか。」

猪狩証人「横浜市が判断しております。神奈川県の様子を察するに、そういうことのようなという判断をしております。」

原告ら代理人「神奈川県の様子と言うのは、いつどこで知ったんですか。」

猪狩証人「いつどこでどういう機会にという、明確な区切りはありません。」

原告ら代理人「神奈川県のとどこがそういう判断をしたかぐらいは、お答えできるんじゃないですか。」

猪狩証人「神奈川県都市計画課でしょう。」

原告ら代理人「そういう判断が、神奈川県から横浜市に伝えられたということですか。」

猪狩証人「明確に正式にはありません。」

以上は原告ら代理人と猪狩証人との問答をそのまま記載したものであるが、これが証人尋問の場で行われたことに驚きを越えて呆れる外ない。証言によると、証人は横浜小田原線の高速道路計画の見込みがなくなったことを神奈川県からの正式な連絡がない中、その様子から察したと述べているが、その様子をどうして察することができたのか、それは風の便りで知ったと言うに等しく個人間でもあり得ないこのようなことが、行政機関の間で起きたことなど到底考えられないことである。とくに国と神奈川県、横浜市の三者で合意決定し、横浜市にとって市を挙げての大事業である横浜小田原線計画を取り止めるという大変な判断を神奈川県からの正式の連絡のないまま風のたよりからその様子を察して横浜市として取り止めることにしたというのは原告は横浜市民として驚きを越えて空恐ろしさすら覚えるのである。というのは、横浜市行政ではこのようなことが道路問題以外でも行われているのではないかという疑念を抱かざるを得ないからである。

ただ、このことの心配が無用なことは、第2のⅡで示したように、昭和46年から48年にかけて横浜小田原線の高速道路計画が取り止められたという被告横浜市の主張は反論の余地のない形で否定され、これに沿った猪狩証言も当然無意味なものであることがわかったからである。こうして、横浜小田原線計画は昭和48年以降も当初の計画そのままに継続していたことは明らかな事実であり、横浜市行政は猪狩証人の言うような行政の在り方から外れた非常識なこととは無縁であったことがはっきりとわかるからである。

猪狩証人は、自らの記憶に基づくとして証拠の裏付けのないことを縷々述べる一方で、証拠に基づく質問に対してはまともな答えが何もできないことが原告ら代理人との問答(甲22.101頁3行～112頁4行)を見ればよくわかる。すなわち、原告ら代理人が原告らが提出した昭和51年横浜市発行の「よこはまの道路」に横浜小田原線計画が記載されていることを示して猪狩証人にいろいろ聞いたのに対してまともな答えは何もできず、はぐらかしの回答に終始したのである。

以上にみられるように、猪狩証言は本件の当事者として自らに不利なことは認めず、さらに被告横浜市の主張に沿うものとするために、常識的にはあり得ないことや矛盾したことが随所にみられる。とくに横浜小田原線の高速道路計画が昭和46年から48年にかけて取り止められたという被告横浜市の主張との関係では矛盾した言い方が多く、高速道路計画の見込みがなくなったとか、なりつつあったという言い方が5ヶ所も出てくる一方、高速道路計画は消滅したということが11回もくりかえされており、一体何を言いたいのかわからないのである。これは事実に基づく確かな証拠を無視して被告横浜市の主張と辻褃を合わせることだけを心掛けた結果、そのような自己矛盾の証言にならざるを得なかったものである。

以上述べたことから猪狩証言が全く信用できないことがわかるが、判決

がこのような証言を全面的に採用したことは著しく不公正であり,原告としては到底納得できないのである。

#### **第4.答弁書の第4.「請求の理由に対する認否及び反論」と第5.「本件事案の概要」に対する反論**

被告は訴状に対する反論として答弁書の第4と第5に主張を述べているので,これらについて検討する。被告は前訴の主要な争点について,横浜小田原線の道路規格について部分的に一般街路を併設した高速道路であり,また道路予定地については昭和46年から48年にかけて高速道路計画が取り止められて一般街路だけが残ったため,被告が宅地販売した時点では予定地は一般道路用地となっていたとする被告横浜市の主張を根拠に主張を展開している。

しかし,原告は第2のIとIIにおいて,確かな証拠をもとに厳密な検証を行い,被告横浜市の主張は客観的証拠の裏付けのない単なる言葉だけの空論に過ぎないことを反論の余地のない形で立証した。従って,被告横浜市の主張を前提に展開している被告の反論は当然意味の無いものと考えられこれに対して原告は反論の必要を認めない。ただし被告が本準備書面の第2のIとIIの立証に対して確かな証拠をもとに反論する場合,原告がそれに対して真摯に対応することはもちろんである。

#### **第5.答弁書の第6「被告の主張1 錯誤の不存在 2 消滅時効」に対する反論**

##### **1.錯誤の不存在について**

被告の主張は次のとおりである。「本件売買契約の時点では本件道路予定地における高速道路構想は取り止めとなり,消滅していた。本件売買契約の締結に際し,原告が本件道路予定地を一般道路用地であると認識していたとしても,その認識は本件売買契約の時点においては事実と一致しており,原告には何らの錯誤も存在しない。」これは被告横浜市の主張を前提にしたものであるが,原告が本準備書面の第2のIとIIでこれは客観的証拠の裏

付けのない言葉だけの主張に過ぎないことを反論の余地のない形で立証した。従って被告の主張も何の根拠もないことは当然であり、本件売買契約時に原告が本件道路予定地を一般道路と認識していたとしても、それは事実と一致しており、原告には何らの錯誤も存在しないというのは何の根拠のない空虚な主張である。事実はこれと全く反対に被告による宅地販売時において横浜小田原線の高速道路計画は当初の計画がそのまま継続しており、従ってこれを一般道路用地として物件説明書に記載し幹線街路（一般道路）の看板を設置するなどして宅地販売したのは明らかに虚偽であり、これにより原告に要素の錯誤があったことは事実であり、このことは訴状に詳しく述べたとおりである。よって原告は、被告の錯誤の不存在の主張は成立の根拠が一切ないものとして反論しておく。

## 2.消滅時効について

被告は「本件売買契約に基づく売買代金の残金の支払いがあった昭和52年10月（甲4第4条）から10年以上経過しており、消滅時効（民法167条1項）が成立している。したがって、仮に原告に不当利得反感請求権が認められるとしても、被告は消滅時効を援用する。」と述べている。ただ、これは仮定の問題として述べたものであり、消滅時効の援用についてもそのことに言及しただけであり、従って今後具体的な主張がなされた段階でそれに対応するつもりである。

以上